

入 会 申 込 書

令和 年 月 日

一般社団法人 東京都地質調査業協会 会長 殿

弊社儀

今般、貴協会の事業活動の主旨に賛同し協会会則を遵守の上、入会を申込みいたします。

住 所

会 社 名

代 表 者 名

印

会 社 概 要

電 話 番 号		F A X 番 号	
ホ-ム-ジ-アドレス			
E - m a i l			
連 絡 担 当 者			
資 本 金		従 業 員 数	
営 業 種 目		売 上 高	
主 な 取 引 先			
そ の 他			

入会申込者の審査基準

一般社団法人 東京都地質調査業協会
協会事務局 TEL 03-3252-2963
FAX 03-3252-2971

(申込者の資格)

1. 申込者の資格及び審査項目は次のとおりとする。
 - (1) 地質調査業に登録した法人
 - (2) 東京都内に本社又は地質調査業登録規定により登録された事業所（支店営業所等）をもち、地質調査業務実績を有するもの。
 - (3) 業務内容健全にして本協会会員として業界の発展に寄与し、且つ本協会の目的を理解協力できると認められるもの。
 - (4) 地質調査以外の業務を兼業するものは、直接実施した業務経歴などその能力が専業の会員と同等もしくは同等以上の能力を有すると認められるもの。

(申込者の提出書類)

2. 入会を希望するものは次の書類を提出するものとする。
 - (1) 入会申込書（所定のもの）
 - (2) 本会より指示された書類（現況報告書等）

(申込者の入会審査・決定)

3. 入会申込者の入会審査は、総務委員会を通じて理事会で審査決定する。

(審査結果の通達)

4. 審査結果の可否については、文書をもって申込者に通達する。

(入会金と会費)

5. 正会員の入会金は5万円とする。但し、再入会員は入会金を免除する。
6. 正会員の会費は月額18,000円とする。

(入会手続き)

7. 入会決定通知を受けてから1ヶ月以内に入会金及び所定の会費を納入するものとする。
尚、入会金・会費は返却しない。
8. 入会申込は協会事務局とする。申込書類は事務局に常備する。

本基準は平成29年6月1日より実施する。